走リ水ノ瀧	熊本県八代市坂本町深水は字小尾	国土調査法による第Ⅱ座標系を基準とする一地点（Ⅹ＝マイナス三五〇、七〇〇・八九二メートル、Ｙ＝八一〇・〇五〇メートル）、二地点（Ⅹ＝マイナス三五〇、八〇九・三三七メートル、Ｙ＝八一九・三三七メートル）、三地点（Ⅹ＝マイナス三五一、〇七・二六七メートル、Ｙ＝八四二・三八一メートル）、四地点（Ⅹ＝マイナス三五一、六六九・一三二メートル、Ｙ＝八六九・一二四〇メートル）、五地点（Ⅹ＝マイナス三五一、二七・二四〇メートル、Ｙ＝八七一・一一九メートル）、六地点（Ⅹ＝マイナス三五一、三五・七〇四メートル、Ｙ＝九三二・二三三メートル）、七地点（Ⅹ＝マイナス三五一、七五・四二九メートル、Ｙ＝八九一・〇二三メートル）、八地点（Ⅹ＝マイナス三五一、六一・三〇一メートル、Ｙ＝八七二・二七九メートル）、九地点（Ⅹ＝マイナス三五一、五四・四五九メートル、Ｙ＝八六五・九九〇メートル）、一〇地点（Ⅹ＝マイナス三五一、四四・二六一メートル、Ｙ＝八五八・九二七メートル）、一一地点（Ⅹ＝マイナス三五一、三八・五九三メートル、Ｙ＝八三八・五四九四メートル）、一二地点（Ⅹ＝マイナス三五一、〇〇・四九四メートル、Ｙ＝八三〇〇・七五八メートル）、一三地点（Ⅹ＝マイナス三五一、〇〇五・八五〇メートル、Ｙ＝八一〇・五三三メートル）、一四地点（Ⅹ＝マイナス三五〇、九九・四六七メートル、Ｙ＝八〇八・二二〇メートル）、一五地点（Ⅹ＝マイナス三五〇、八九・七一〇メートル、Ｙ＝七九八・六八〇メートル）、一六地点（Ⅹ＝マイナス三五〇、八〇・六八八メートル、Ｙ＝七九五・〇一五メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考　地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び山都町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
建神ノ岩	熊本県八代郡氷川町立神字城原	六番一 熊本県八代市坂本町深水は字小尾一番二と同深水は字小尾五番一に挟まれ同深水いう橋口二九七七番と同深水は字小尾六番一に挟まれるまでの河川敷のうち実測一一七四九・一〇平方メートルを含む。 備考　河川敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び八代市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
同　字髙山		四四八番一 六四二番、六七〇番 九六三番、九六七番、九六八番、九七〇番二、九七一番二、九七二番、一〇一五番 右の地域に介在する道路敷、熊本県八代郡氷川町立神字宮迫九七八番一に南接する道路敷と同字城原四三九番二に南接する道路敷と同字髙山五九〇番二に南接する道路敷と同字城原五六五番一に挟まれる河川敷のうち実測三六六四一・〇〇平方メートルを含む。 備考　河川敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び氷川町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
同　字宮迫		
神ノ瀬ノ岩屋	熊本県球磨郡球磨村大字神瀬甲字岩戸	八二〇番のうち実測九二八九・二七平方メートル、八二一番一のうち実測九六三二・八四平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び球磨村教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第四十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を天然記念物に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	地域
甑島長目の浜及び潟湖群の植物群落	鹿児島県薩摩川内市里町里字牛瀬	三〇二六番、三〇二八番、三〇三三番、三〇三四番
同	上甑町瀬上字大浦	三〇番
同	上甑町瀬上字池平	一〇一番、一〇二番一、一〇二番二、一〇二番三、一〇二番四、一〇二番五
同	上甑町小島字池	二五五番、二五五番二、二五五番三 鹿児島県薩摩川内市里町里字牛瀬三〇二六番と同三〇二八番に挟まれ同三〇三三番に南接するまでの道路敷、同三〇三〇番及び同三〇二九番乙二に東接する道路敷を含む。

○文部科学省告示第四十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
藤原宮跡	昭和二十一年文部省告示第百二十号、昭和二十九年文化財保護委員会告示第三十二号、昭和五十三年文部省告示第二十号、昭和五十五年文部省告示第百七十九号、昭和五十八年文部省告示第三十三号、昭和六十一年文部省告示第百十五号、平成元年文部省告示第百二十号、平成二年文部省告示第百五十一号、平成二十年文部省告示第百九十一号、平成二十二年文部科学省告示第七号、平成二十五年文部科学省告示第二十六号、平成二十七年文部科学省告示第百四十三号及び平成二十六年文部科学省告示第十三号	奈良県橿原市四分町 同　高殿町 同　縄手町	二七〇番一のうち実測八〇・〇〇平方メートル 八番、九〇番二、九〇番三、九〇番五、一一八番四、一一九番三、一一九番四、一一九番五、一一九番六、一二〇番一、一二〇番二、一二〇番三、一二〇番四、一二〇番五、一二一番、一二二番、三九三番二、三九四番二 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を奈良県教育委員会及び橿原市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。